

○財務省告示第四百四十二号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十七年三月二十三日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百二十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



十六	十五	十四	十三		十二					十一	十	九	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	イ一発	振替単位
平成二十七年三月二十三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額を払う。	償還金を支払う。	平成二十七年六月二十二日				十九銭九厘五毛	額金百円につき九十九円九	募価格八厘以上のそれぞれの応	平成二十七年三月二十三日	振替法の規定による振替口座簿